内 容	備考
内容	備考
1. 発行者による制度参加手続 投資信託振替制度に参加して、投資信託受益権を発行しようとする発行者は、機構に対し、振替法第13 条第1項に基づく同意手続等を行わなければならない。	の日程を遵守して同意手続等を行わなければならない。当該日程を遵守した同意手続等を行わない場合には、2.(1)「銘柄情報登録」において、投資信託受益権の銘柄情報を登録することができないことに留意する。 ※ 発行者による制度参加手続について
(1) 同意の手続 a 同意書の提出 発行者が、投資信託振替制度に参加しようとする場合には、「同意書」を機構に提出し、振替法に基づき発行する投資信託受益権の銘柄のすべてについて、機構が取り扱うことに同意しなければならない。	は、機構ホームページを参照。 ※ 当該同意については、将来、投資信託 振替制度において、発行するすべての投 資信託受益権の銘柄に係る包括的な同意 であり、投資信託受益権の銘柄の発行の 都度、機構に「同意書」を提出する必要 はない。
b 発行者コードの届出 発行者として制度参加するものは、制度参加手続時に発行者コード(投資信託協会が付番するコード)を届け出なければならない。	※ 発行者コード(2桁)は、投資信託協会コードの会が銘柄ごとに付番する投資信託協会コー

考 容 ードの先頭の2桁。 c 直接募集等関係事項の届出 (a) 直接募集等の実施の有無 発行者において、直接募集等(発行者がその設定する投資信託受益権について自ら行う募集(金 | ※ 発行者は、自らが機構加入者又は間接 融商品取引法第2条第3項に規定する募集をいう。)、私募(同項に規定する私募をいう。)又は取 口座管理機関になる場合には、当該参加 得をいう。以下同じ。)を行うことが想定されている場合には、「参加形態別事項届出書」により、 形態での制度参加手続も必要となること その旨を届け出なければならない。 に留意する。 (b) 日銀ネット資金決済会社の登録 発行者において、直接募集等を行う場合、DVP決済を行う際に利用する日銀ネット資金決済会 社を予め登録する場合には、「参加形態別事項届出書」により、当該日銀ネット資金決済会社の名 称等を届け出なければならない。 2. 銘柄情報登録 (1) 銘柄情報登録 発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合であって、当該投資信託受益権が投資信託契約締 | ※ 投資信託受益権の発行に係る業務処理 結当初のものであるときには、機構に対し、当該銘柄に関する情報(以下「銘柄情報」という。)の フローについては、別紙2-1「投資信 登録を、次の募集区分に応じて、それぞれ定める日までに行う。 託受益権の発行に係る業務処理フロー」 を参照。 ※ 銘柄情報の各項目の詳細については、 「投信振替システム接続仕様書(統合W e b接続CSV方式編)」を参照。

※ 銘柄情報登録については、統合Web

	備 考
a 公募	端末の画面入力又はCSVファイルの送
募集開始日の前々営業日	信により行う。
	※ 銘柄情報登録は毎営業日 9:00~15:
b 適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募	00 の間に入力が可能。
当初設定日の前々営業日	
(登録する銘柄情報の項目)	
① 投信区分	
② 銘柄正式名称	
③ 銘柄略称	
④ 銘柄名称(英字)	
⑤ 募集区分	
⑥ 発行者コード	※ ⑤について、発行者は、私募の銘柄に
⑦ 受託会社コード (原受託)	おいて「一般投資家私募 (限定開示)」「適
⑧ ファンドコード	格機関投資家私募(限定開示)」又は「特
⑨ 当初1口当り元本	定投資家私募(限定開示)」を選択するこ
⑩ 追加信託金の限度額	とで、当該銘柄情報の閲覧(機構のホー
① 募集開始日	ムページにおいて投資信託受益権の銘柄
⑫ 当初設定日	情報を提供)を当該銘柄の受益者に限定
③ 振替停止日	することが可能。
④ 償還日	※ ⑤に関連して、投資信託受益権の銘柄
⑤ 償還金支払日区分(償還日休日)	が少人数私募の銘柄である場合、投信振
⑥ 振替停止期間	替システム上、受益者数を管理する機能
① 信託契約期間	はなく、販売会社・発行者が別途管理す

考 容 ⑧ 信託の元本の償還の時期 る必要がある。 ※ ⑦について、受託会社のうち、発行者 (19) 信託の収益の分配の時期 ② 信託の元本の償還及び収益の分配の場所 との間で信託契約を締結する者を「受託 会社(原受託)」といい、「受託会社(原 ② 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期 ② 運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称(適格投資家向け投資運用業である場合はそ 受託)」との間で信託事務の一部について の旨を含む)及び所在の場所、委託の内容 信託契約を締結することにより機構との ② 運用の指図に係る権限を委託する場合における委託に係る費用 間で投資信託受益権に関する手続を行う ② 買取り又は償還の価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行 者を「再信託受託会社(接続先)」という。 うことはない旨の表示 ※ ⑧のファンドコードは、発行者により 付番される10桁以内の英数字であり、 投信振替システムでは、同一の発行者が ファンドコードを重複して利用すること のないようチェックを行っている。 なお、当該ファンドコードは、決済照 合システムで使用する統一ファンドコー ドや投資信託協会が付番する投資信託協 会コードとは別のコード。 ※ 9について、当該項目を誤登録(例: 当初1口当り元本は1円であるところ1 万円と入力する等。)した場合、投資信託 振替制度に係る手数料の算出に影響を及 ぼすことから、速やかに機構へ連絡する。 ※ ⑮について、償還日が休日となる銘柄 (特定の営業日に償還金の支払日を変更

内 容	備考
	する旨を定めている場合を除く。) に係る
	受託会社から販売会社への償還金相当額
	の支払いは、償還日翌々営業日となる。
	このため、発行者は、償還日が休日とな
	る銘柄の場合、銘柄情報項目「償還金支
	払日区分(償還日休日)」を、「2(償還
	日翌々営業日)」と設定する。
	※ ⑯について、発行者は、銘柄情報登録・
	変更時に振替停止期間を設定することに
	より、償還時に振替処理の停止が開始さ
	れる日(以下「振替停止開始日」という。)
	を設定することが可能(当該設定を行わ
	なかった場合には、投信振替システムに
	おいて、振替停止開始日=償還日として
	自動的に設定する。)。
	当該機能については、「投信振替システ
	ム接続仕様書(統合Web接続CSV方
	式編) 9. 各種機能 (3) 振替停止」を参照。
(2) 銘柄情報登録の受付	
機構は、(1)において、発行者から銘柄情報の登録を受けた場合は、ISINコードの付番を受	※ 銘柄情報登録は毎営業日 15:00 を受付
けた上、次の募集区分に応じて、それぞれ定める利用者に対し、新規記録手続を行うために必要な情	時限とする。
報として「銘柄情報登録通知」を通知する。	※ bの私募投信(適格機関投資家私募、
	特定投資家私募又は一般投資家私募)に

内 容	備考
a 公募	ついては、機構加入者には「銘柄情報登
当該銘柄の発行者及び受託会社並びに機構加入者	録通知」が通知されない。
	※ 発行者自身が登録した銘柄情報を取得
b 適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募	する場合には、投信振替システムにおい
当該銘柄の発行者及び受託会社	て、銘柄情報登録時に配信される銘柄情
	報登録通知(自社銘柄のみ)や銘柄情報
	照会機能を利用する。
	なお、銘柄情報照会機能を利用する場
	合、手数料課金(情報照会料及びダウン
	ロード手数料)の対象となる。
発行者は、(1)の銘柄情報登録時に入力を誤った場合や、登録された銘柄情報の変更が決定された場合には、次の区分に応じて、それぞれ定める時限までに銘柄情報の変更手続を行う。	
a 登録日	
登録日に変更する場合は、15:00 までに銘柄情報変更(振替投信)を行う。	
b 登録日の翌営業日以降	
登録日の翌営業日以降に変更する場合は、17:00 までに銘柄情報変更(振替投信)を行う。	
(4) 銘柄情報変更の受付	
機構は、(3)において発行者から銘柄情報の変更を受け付けた場合は、次のとおり、それぞれ定	※ 銘柄情報登録日に銘柄情報変更が行わ
められた利用者に対し、銘柄情報変更に係る通知の受付・変更を行う。	れた場合には、変更後の情報を反映した

「銘柄情報登録通知

- a 登録日に変更を受け付けた場合 当該銘柄の発行者に対し「銘柄情報変更受付通知」を通知する。
- b 登録日の翌営業日以降に変更を受け付けた場合
 - (2)の銘柄情報登録通知と同様、当該銘柄の募集区分に応じた利用者に対し、「銘柄情報変更結果通知」を通知する。

容

(5) 銘柄情報の削除

銘柄情報を登録した銘柄が設定見送りとなった場合には、当該銘柄の発行者は、以下のとおり、速 ※ 銘柄情報を登録した銘柄が設定見送り やかに機構にその旨を連絡するとともに、設定見送りとなった銘柄を削除する。 となった場合でも、銘柄情報登録時に I

- a 発行者は、銘柄情報を登録した銘柄が設定見送りとなった旨を機構に連絡する。
- b 発行者は、設定見送りとなった銘柄の銘柄情報における「償還日」の項目を当日に変更することにより、銘柄を削除する。なお、当該銘柄削除の処理を行うことにより、発行者、機構加入者 (私募投信を除く。)、受託会社に対し「銘柄情報変更通知」が通知されるので、発行者は、関係

「銘柄情報登録通知」が配信され、「銘柄 情報変更結果通知」は配信されない。

考

※ 同日中に同一銘柄で複数回の銘柄情報変更が行われた場合、変更の都度、銘柄情報変更結果通知が作成されるため、統合Web端末の銘柄情報通知一覧画面より複数の通知を取得可能。

また、ファイル伝送接続方式では、銘 柄情報ファイルに同一銘柄のレコードが 複数件収録されるが、データ部のメッセ ージ通番を確認することより、最も数字 が大きいものを最新のレコードとして判 別することが可能(データレコードはメ ッセージ通番順にソート)。

※ 銘柄情報を登録した銘柄が設定見送りとなった場合でも、銘柄情報登録時にI SINコードが付番されており、ISI Nコード付番手数料が課金される。

このため、発行者は、設定見送りとなる可能性がある段階では、銘柄情報の登録を行わないよう注意する。

内 容	備考
	/m ⁷ 7
者(指定販売会社を含む。)に対し、事前にその旨を連絡する。	
3. 新規記録	
(1) 設定連絡	
指定販売会社は、発行者に対して登録済の銘柄について設定を行った旨を連絡する。	※ (1)の設定連絡は、投信振替システ
	ム外で行われる。
(2) 新規記録申請	
発行者は、新たに投資信託受益権を発行する場合には、機構に対し、当該投資信託受益権の決済日	※ 投信振替システムの処理負荷を低減す
に、発行予定の投資信託受益権の新規記録に関する情報を「新規記録申請」として通知する。「新規	るため、申請データは、銘柄毎・口座区
記録申請」により通知する事項は、決済方式ごとに以下のとおりとする。	分毎に集約して作成したうえで、新規記
	録申請を行う。
a DVP決済の場合	※ DVP決済時の新規記録申請について
① 申請種別	は9:00~16:00の間に入力する。
② 指定販売会社コード	※ 以下のケースでは、DVP決済を指定
③ 発行者コード	することはできない(非DVP決済を指
④ ISINコード	定することは可能。)。
⑤ ファンドコード	1. 指定販売会社が日銀ネット資金決済
⑥ 口数	会社を利用しない場合
⑦ 決済日	2. 指定販売会社が利用する日銀ネット
⑧ 機構加入者口座	資金決済会社が当該銘柄の受託会社と
⑨ 資金決済金額	同一の場合
⑩ 渡方日銀ネット資金決済会社コード	3. 資金決済金額が0(ゼロ円)となる
⑪ 受方日銀ネット資金決済会社コード	場合

内 容	備 考
⑫ 基準価額適用日	※ ⑫について、投資信託振替制度におけ
	る日々決算ファンドに係る販売会社と発
	行者間の設定連絡及び機構に対する新規
	記録申請については、一律、「基準価額適
	用日」を信託設定日(申請日)の前日に
	設定する。日々決算ファンドに係る基準
	価額適用日の設定に関する参考事例は、
	別紙2-2「投資信託受益権に係る発行
	手続における留意事項」を参照。
	※ 非DVP決済の新規記録申請について
b 非DVP決済の場合	は9:00~17:00の間に入力する。
① 申請種別	※ 発行者が新規記録申請データを送信し
② 指定販売会社コード	た後、販売会社から口数等の訂正依頼を
③ 発行者コード	受けた場合には、発行者は、申請データ
④ ISINコード	の取消入力を行うとともに、訂正後の口
⑤ ファンドコード	数等を反映した申請データを再度送信す
⑥ 口数	る。
⑦ 決済日・解約受渡日・追加実行日	※ ⑨について、非DVP決済の場合は0
⑧ 機構加入者口座	(ゼロ円) の設定が許容される。
⑨ 資金決済金額	※ ⑩について、投資信託振替制度におけ
⑩ 基準価額適用日	る日々決算ファンドに係る販売会社と発
	行者間の設定連絡及び機構に対する新規
	記録申請では、一律、「基準価額適用日」

内 容	備考
	を信託設定日(申請日)の前日に設定す
	る。日々決算ファンドに係る基準価額適
	用日の設定に関する参考事例は、別紙2
	-2「投資信託受益権に係る発行手続に
	おける留意事項」を参照。
(3) 新規記録申請の受付・照合	
a DVP決済の場合	
(a) 機構は、発行者及び受託会社に「新規記録申請受付通知」を通知するとともに、機構加入者	※ 受託会社に対する「新規記録申請受付
に「発行予定情報通知」を通知する。	通知」は、発行者から受託会社への信託
	設定の連絡を兼ねる。なお、「新規記録申
(b) 機構加入者は当該通知事項の内容を確認するとともに、これを承認し、「照合通知(承認・	請受付通知」は(b)における承認が未
新規記録)」を機構に通知する。	済のデータであり、承認後の確定データ
	は、(4) a (a) における「発行口記録
	情報・決済番号通知」である。
	※ 機構加入者は「照合通知(承認・新規
	記録)」を9:00~16:20までに行う。
	※ 発行者は、機構加入者による「照合通
	知 (承認・新規記録)」の入力前であれば、
	新規記録申請の取消が可能。
b 非DVP決済の場合	
非DVP決済の場合は新規記録申請の受付・照合に係る手続は発生しない。	

, <u>.</u>	11h
内 容	備 考
(4) 発行口記録	
機構は、(2)において、発行者から「新規記録申請」を受けた場合には、決済方式の区分により	
以下のとおり取扱う。	
a DVP決済の場合	
(a) 機構は、機構加入者から「照合通知(承認・新規記録)」を受けた場合には、新規記録情報	
に係る内容を発行口に記録し、発行者、機構加入者及び受託会社に対し、「発行口記録情報・	
決済番号通知」を通知するとともに、渡方日銀ネット資金決済会社に対し、「資金決済情報通	
知(新規記録)」を通知する。	
VH (VALLANA) = G YECKH) = 0.0	
(b) 機構は、日本銀行に対し、発行口に記録した銘柄の投資信託受益権に係る資金決済が日銀ネ	
ットにより行われるために必要な情報として「入金依頼(振替社債等)」を通知する。機構か	
ら「入金依頼(振替社債等)」の通知を受けた日本銀行は、機構に対して「入金依頼(振替社	
債等)受付通知」を通知し、渡方日銀ネット資金決済会社に対し「当座勘定引落対象通知(振	
替社債等)」を、受方日銀ネット資金決済会社に対し「当座勘定入金対象通知(振替社債等)」	
をそれぞれ通知する。	
(c) 渡方日銀ネット資金決済会社は、日本銀行に対し、「払込依頼(振替社債等)」を通知し、払	※ 発行口記録後の発行者による新規記録
込みの依頼を行う。渡方日銀ネット資金決済会社から「払込依頼(振替社債等)」の通知を受	申請の取消は不可。ただし、(c)におい
けた日本銀行は、渡方日銀ネット資金決済会社の当座勘定から払込金額の引落しを行い、受方	て、渡方日銀ネット資金決済会社は「払
の日銀ネット資金決済会社の当座勘定に当該払込金額を入金する。	込依頼 (振替社債等)」の入力までの間、
なお、日本銀行は、受方日銀ネット資金決済会社の当座勘定への入金後、受方日銀ネット資	日銀ネットにて「払込依頼(振替社債等)
金決済会社に対し、「当座勘定入金通知(振替社債等)」を、渡方日銀ネット資金決済会社に対	不実行」の入力が可能。
し、「当座勘定引落通知(振替社債等)」をそれぞれ通知するとともに、機構に対し、「当座勘	日本銀行は、「払込依頼(振替社債等)

内 容	備 考
定入金済通知(振替社債等)」を通知する。	不実行」を受け付けた場合は、日銀ネッ
	トにて渡方日銀ネット資金決済会社には
	「当座勘定引落対象取消通知」を、受方
	日銀ネット資金決済会社に対しては「当
	座勘定引落対象取消通知」を、それぞれ
	通知し、機構に対しては「入金依頼(振
	替社債等) 取消通知 (不実行分)」を通知
	する。
	「入金依頼(振替社債等)取消通知(不
	実行分)」を受け付けた機構は、発行口記
	録情報を取り消し、発行者、機構加入者
	及び受託会社に「発行口記録情報・決済
	番号取消通知」を通知し、渡方日銀ネッ
	ト資金決済会社に対しては「資金決済情
	報取消通知(新規記録)」を通知する。
	※ 発行者は、投信振替システムにおける
	受託会社への設定・解約連絡のデータ送
	信が完了した際には、送信完了報告デー
	タを併せて送信する。詳細は「投信振替
	システム統合Web端末操作マニュアル
	(発行者編)」を参照。また、送信完了報
	告データの運用ルールについては、別紙
	2-2「投資信託受益権に係る発行手続
	における留意事項」を参照。

内 容	備 考
b 非DVP決済の場合 (a) 機構は、新規記録情報に係る内容を発行口に記録し、発行者、機構加入者及び受託会社に、「発行口記録情報通知」を通知する。 (b) 機構加入者は、発行口記録情報通知がなされた旨を指定販売会社へ連絡する。 (c) 指定販売会社は、渡方の資金決済会社に対し、資金決済の指図を行い、渡方の資金決済会社は受託会社と資金決済を行う。	※ 受託会社に対する「発行口記録情報通知」は、発行者から受託会社への信託設定の連絡を兼ねる。 ※ 発行者は、受託会社による(5)の「信託設定済通知」の入力前までであれば、新規記録申請の取消が可能。 ※ 発行者は、投信振替システムにおける受託会社への設定・解約連絡のデータ送信が完了した際には、送信完了報告データを併せて送信する。詳細は「投信振替システム統合Web端末操作マニュアル(発行者編)」を参照。また、送信完了報告データの運用ルールについては、別紙2-2「投資信託受益権に係る発行手続における留意事項」を参照。
(5) 信託設定に伴う通知	
a DVP決済の場合 機構は、日銀ネットによる資金決済が行われ、「当座勘定入金済通知(振替社債等)」を受信する ことで、投資信託受益権の信託設定に伴う資金決済が完了したことを確認し、発行者が行うべき当 該投資信託受益権に係る信託設定に伴う通知とみなして受け付ける。	

内 容	備考
b 非DVP決済の場合	
(a) 受託会社は、渡方の資金決済会社から資金決済を受け、発行者から信託設定指図を受けた 後、速やかに信託設定を行い、機構に対して「信託設定済通知」を通知する。	※ 受託会社が受ける、渡方の資金決済会 社からの資金決済及び発行者からの信託
(1) 柳州立南兴人机工之,[广兴和广沙区府,之南江北阳人)江,水仁地北江。	設定指図は、制度外において行われる。
(b) 機構は受託会社から「信託設定済通知」を受けた場合は、発行者が行うべき当該投資信託 受益権に係る信託設定に伴う通知とみなして受け付ける。	※ 受託会社は17:00までに「信託設定済 通知」を通知する。
	※ 非DVP決済の場合、受託会社が、決
	済日の 17:00 までに「信託設定済通知」 を入力しなければ、当該申請は、決済未
	了となり取消処理される。このため、機
	構加入者及び発行者は、統合Web端末 「申請進捗管理」画面で進捗状況を確認
	する必要がある。
	※ 決済未了となり申請が取り消された場合の対応については、関係者で検討の上、
	以下のとおり運用することとしている。
	・機構加入者は、販売会社・発行者・
	受託会社と協議し、合意が得られれば、 発行者が翌営業日に再申請を行う。
	その際、「決済日」は再申請する当日
	に変更し、「基準価額適用日」は当初の
	申請(取り消された申請)に設定した値とする。

内 容	備考
	・ 発行者による再申請に対して、受託
	会社は信託設定済通知の入力を行い、
	速やかに決済を完了する。
(6)新規記録	
機構は、信託設定に伴う通知をもって、発行口に記録した口数につき、機構加入者口座への増加記	
録を行い、発行者及び機構加入者に対し、当該新規記録を行った旨を「新規記録済通知」により通	
知する。	
4. 銘柄情報の公示	
機構は、原則として、新規記録が行われた投資信託受益権の銘柄について、当該銘柄の当初設定日	
の 0:00 から 2. 銘柄情報登録において、発行者が登録した銘柄情報を機構ホームページにおいて、	各銘柄の表示期間は、当初設定日当日
公示する。	(0:00) から償還日の2営業日後(19:
	00) までとなる(ただし、例外等につい
	ては銘柄公示情報検索画面に記載されて
	いる"※表示についての留意点"を参照)。
	なお、機構ホームページ上の銘柄公示
	情報にて公示銘柄以外(私募のうちの限
	定開示銘柄)を検索する場合には、閲覧
	用のIDとパスワードが必要となる(当
	該IDとパスワードは、銘柄の発行者に
	おける発行者専用WEBによる管理のも
	と、販売会社を通すなどして、受益者に
	対して付与を行うもの)。

以上

投資信託受益権の発行に係る業務処理フロー

(a) 銘柄情報登録(公募・募集開始日前々営業日まで)

指定販売会社	機構加入者 (直接口座管理機関)	受託会社	発行者	証券保管振替機構 (投信振替システム)	証券コード協議会
5			①銘柄情報登録 (振替投信・ISINコード申請) ③銘柄情報登録受付通知(振替投信)	登録受付 ② I S I Nコード申請 受付・仮付番	④ISIN コード申請
募集開始日前々営業日		⑦銘柄情報登録通知 (振替投信・ISIN付番通知)	⑦銘柄情報登録通知 (振替投信・ISIN付番通知) ◀	登録 ⑥ I S I Nコード登録	⑤ISIN 付番通知
	⑦銘柄情報登録通知 (振替投信・ISIN付番通知) 				

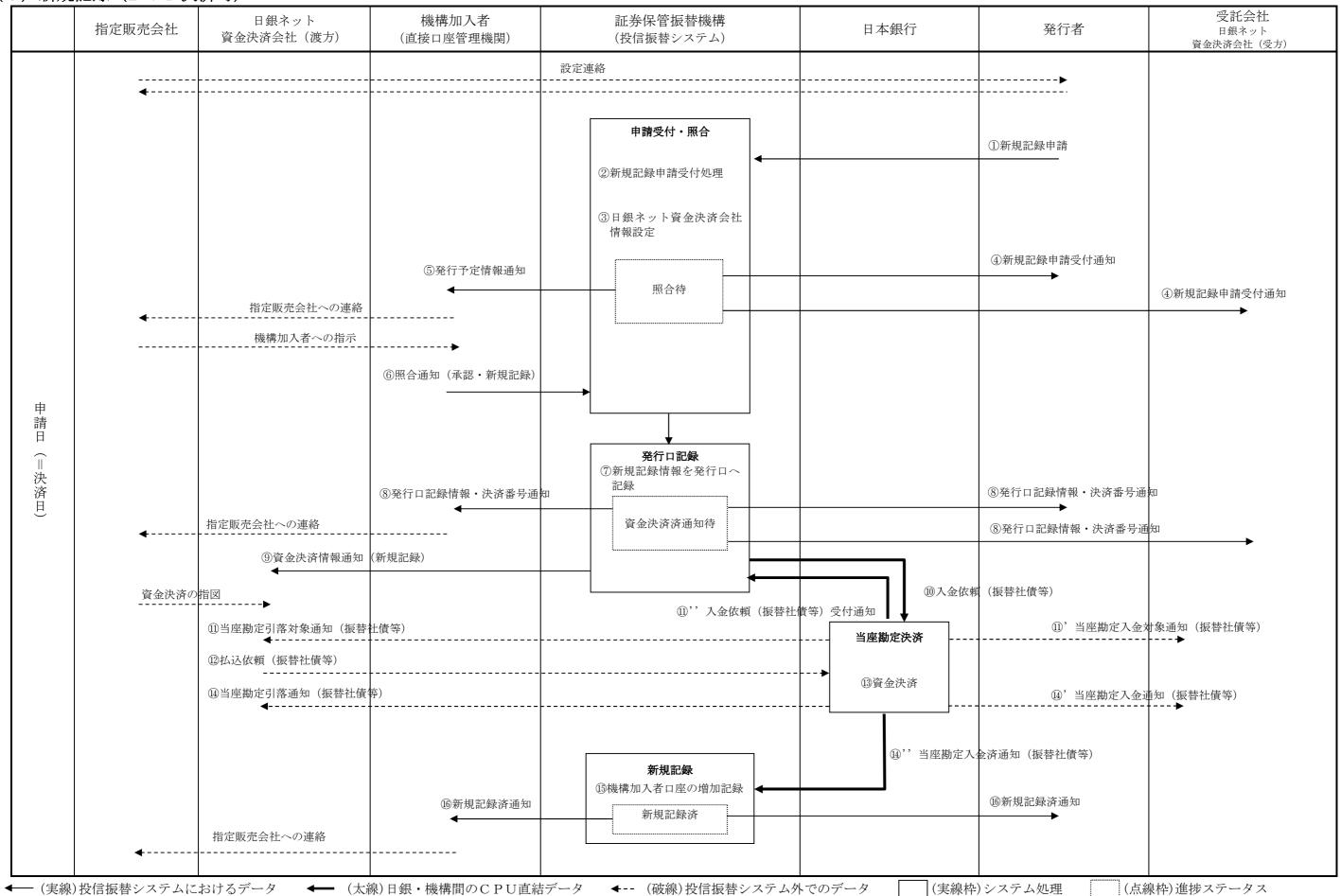
◆ (実線)投信振替システムにおけるデータ (実線枠)システム処理

(b) 銘柄情報登録(私募・当初設定日前々営業日まで)

	受託会社	発行者	証券保管振替機構 (投信振替システム)	証券コード協議会
		①銘柄情報登録 (振替投信・ISINコード申請) 	登録受付 ② I S I Nコード申請 受付・仮付番	
~ 当初設定日前		③銘柄情報登録受付通知(振替投信)◄		④ISINコード申請
日前々営業日		⑦銘柄情報登録通知 (振替投信・ISIN付番通知)	登録 ⑥ I S I Nコード登録	⑤ISIN付番通知
	⑦銘柄情報登録通知 (振替投信・ISIN付番通知) ◀	(派自汉旧 1311)11重进州		

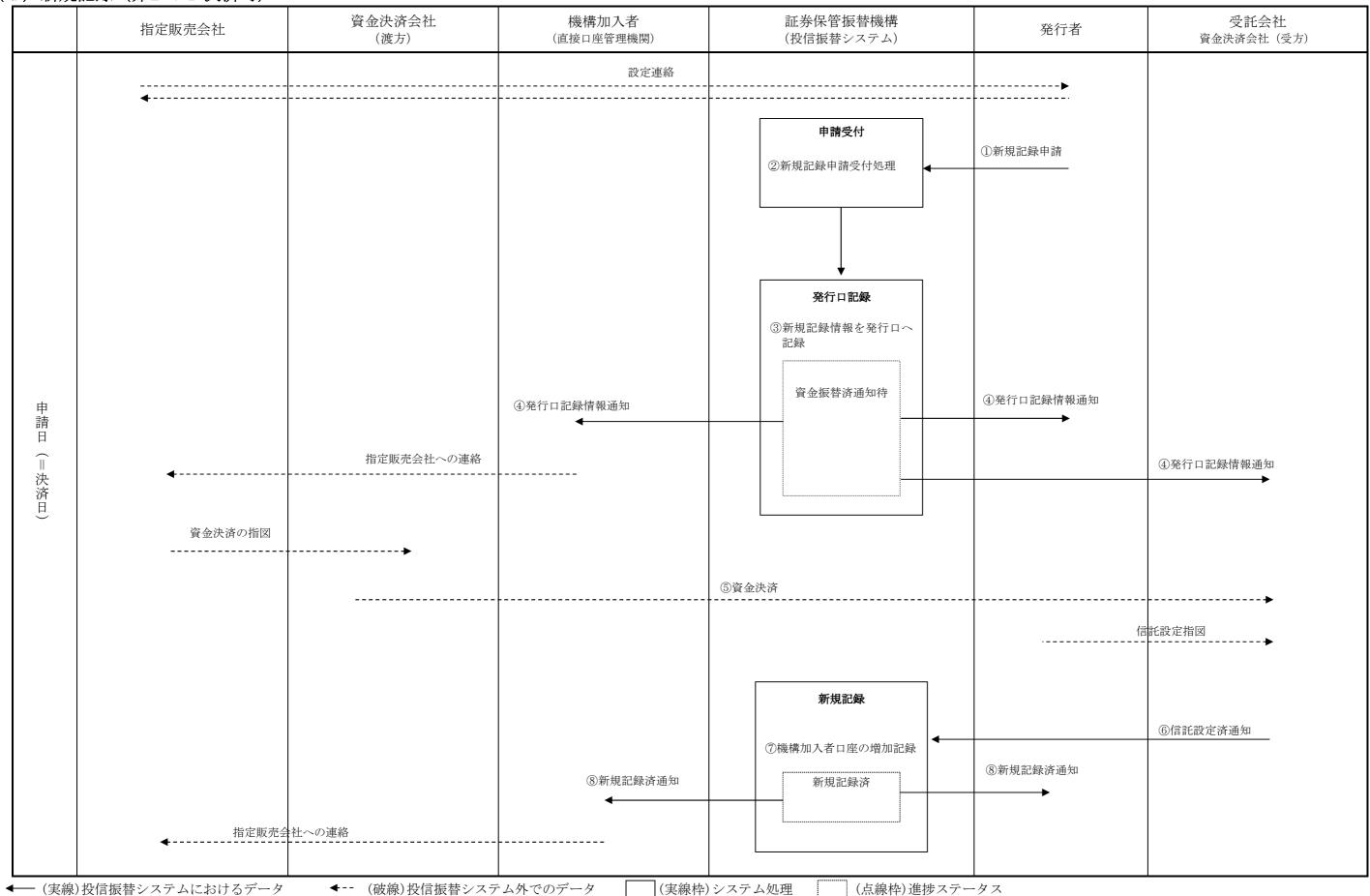
◆ (実線)投信振替システムにおけるデータ (実線枠)システム処理

(c) 新規記録(DVP決済時)



投資信託受益権の発行に係る業務処理フロー

(d) 新規記録(非DVP決済時)



投資信託受益権に係る発行手続における留意事項

1. 償還に係る振替停止の処理パターン

発行者が、銘柄情報登録・変更時において、銘柄情報における「振替停止期間」の項目を設定しなかった場合の償還に係る振替停止の処理パターンは、以下のとおり。

「振替停止期間」が未設定の場合の償還に係る振替停止の処理パターン

申請パターン			償還日	償還日	償還日
			前営業日	当日	翌営業日
通常の振替	異なる機構加入者間	当日申請	0	×	×
		先日付申請	0	×	×
	同一機構加入者間	当日申請	0	0	×
		先日付申請	0	0	0
販社外の振替	異なる機構加入者間	当日申請	×	×	×
		先日付申請	0	×	×
	同一機構加入者間	当日申請	×	×	×
		先日付申請	0	×	×
販社移管	振替 (移管)	先日付申請	0	×	×
	移管連絡	当日申請	0	×	×
		先日付申請	0	×	×

○:振替可能、×:振替停止により振替不可

備

考

投資信託受益権に係る発行手続における留意事項

2. 日々決算ファンドに係る基準価額適用日の設定事例

投資信託振替制度における日々決算ファンドに係る販売会社と発行者間の設定・解約連絡、及び機構に対する新規記録申請・抹消予定申請に係る「基準価額適用日」を設定する際の参考事例は以下のとおり。

内 容

<参考事例>

	ケース	基準価額適用日
当日設定分	12/12 (火)の午前申込、当日午後に信託設定するケ	12/11 (月)
	ース	
翌日設定分	12/12(火)の午後申込、翌営業日(12/13(水))に信託設定するケース	12/12 (火)
翌日設定分(休	12/15(金)の午後申込、翌営業日(12/18(月))	12/17 (日)
日を跨ぐ場合)	に信託設定するケース	
再投資分	月末11/30(木)の再投資にともない信託設定するケ	11/29 (水)
	ース	

投資信託受益権に係る発行手続における留意事項

内 容	備考
3. 送信完了報告データに関する運用ルール 発行者が、送信完了報告データを送信する際の運用ルールとして、以下の事項を定める。	
a 送信完了報告データ送信は、データ項目「送信区分」の「TRD1:通常・午前」及び「TRD2: 午後設定ファンド」をそれぞれ1日1回送信する(「TRD1」は通常ファンドのデータ送信後、「T RD2」は午後設定ファンドのデータ送信後にそれぞれ1日1回送信するものとする。CPU接続及び 統合Web接続を併用し、銘柄に応じて設定・解約連絡をインターフェースごとに分けて行う発行者は、 最終的にデータ送信を行うインターフェースのみ送信完了報告を送信するものとする。)。	
b データ項目「送信区分」の「TRD3:追加・取消分」の送信は、CPU接続での対応は原則不要とし、必要な時には発行者が受託会社に電話連絡を行い、統合Web端末により行うこととする。	

以上